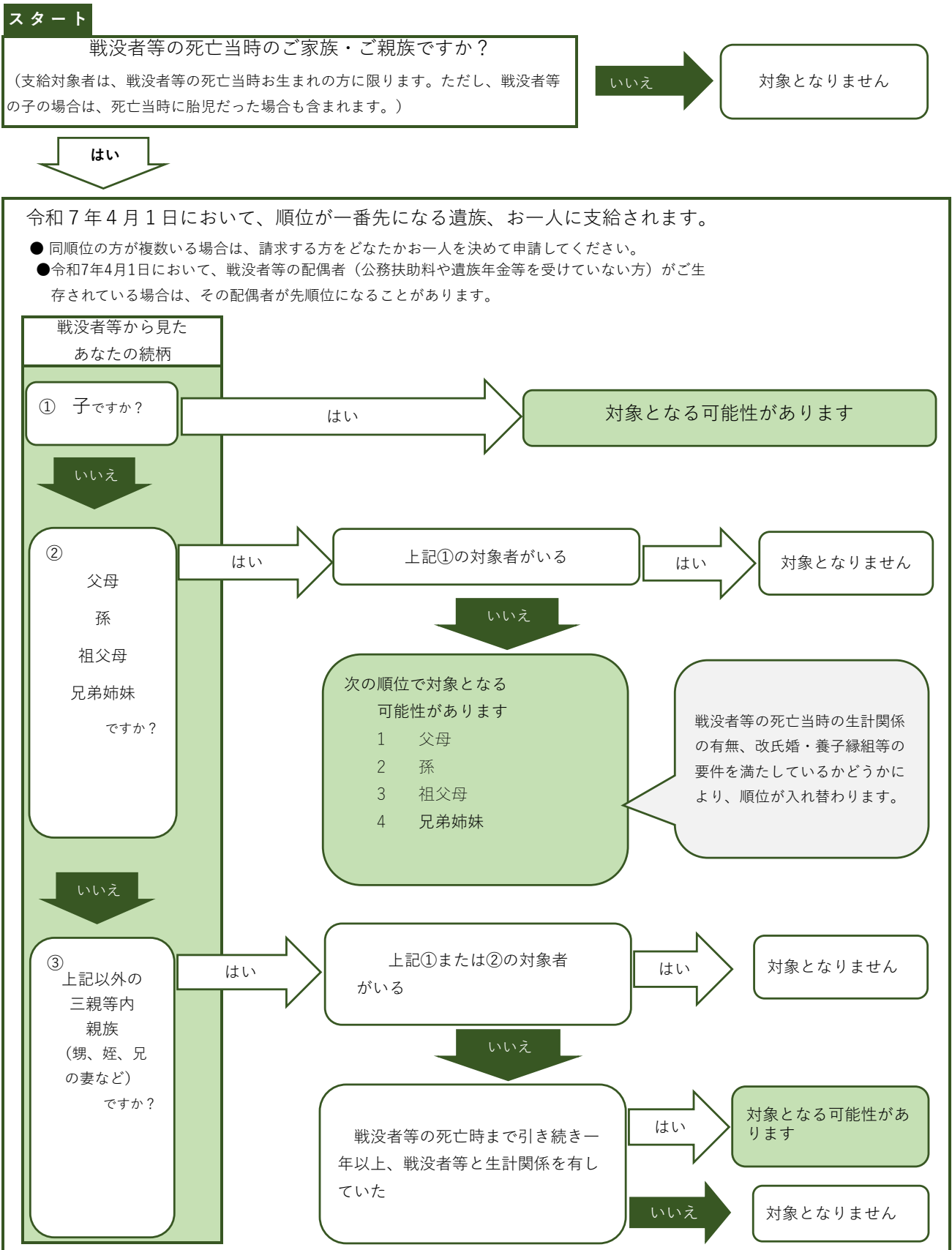


第十二回特別弔慰金の支給対象者早見表

◆早見表の見方◆

早見表の質問に該当する場合は「はい」の矢印、しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。



※この早見表は一般的な場合を想定しています。例えば戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給者ご本人は、この早見表によらない場合もあります。